

津市雇用就業情報センター設置運営要綱

平成18年1月1日訓第150号

改正 平成30年3月19日訓第10号

(設置)

第1条 本市は、津公共職業安定所と連携し、雇用就業に関する各種情報資料の提供に関する業務を行うことにより、市民サービスの向上を図るため、雇用就業情報センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 雇用就業情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市雇用就業情報センター
- (2) 位置 津市久居新町3006番地 津市久居総合支所内

(休業日等)

第3条 雇用就業情報センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用時間)

第4条 雇用就業情報センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(管理運営)

第5条 雇用就業情報センターの実施主体は、本市とする。

- 2 雇用就業情報センターの円滑な業務運営を行うため、津公共職業安定所の協力を得るものとする。

(業務)

第6条 雇用就業情報センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 津公共職業安定所から提供される雇用就業に関する情報資料の展示
- (2) 求職者に対し、必要に応じて津公共職業安定所の指導の下に求人情報等を提供すること。
- (3) その他雇用就業情報センターの目的を達成するために必要な業務

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、雇用就業情報センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に合併前の久居市雇用就業情報センター設置運営要綱（昭和62年久居市訓令第12号）に基づく久居市雇用就業情報センターにおいてなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱に基づく津市雇用就業情報センターにおいてなされた手続その他の行為とみなす。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日訓第10号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。